

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第23号

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（支出命令）</p> <p><b>第49条</b> 港湾振興課長は、<u>支出をしようとするときは、次に掲げる事項を確認した上、支払伝票を発行し、支出決議書によりこれを決定し、会計管理者に対し、支出命令を発しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 支出負担行為額の範囲内であるか。</u></p> <p><u>(2) 支払債務が確定しているか。</u></p> <p><u>(3) 支払うべき時期が到来しているか。</u></p> <p><u>(4) 債権者は正当であるか。</u></p> <p><u>(5) 事業年度、会計名、科目、金額等に誤りがな</u> <u>いか。</u></p> <p>2 <u>前項の支出決議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 債権者その他支払を受けるべき者から提出を受けた請求書（国、地方公共団体その他公共団体の機関の発する納入告知書、納入通知書その他これらに類する書類を含む。）又は支出すべき金額の算定基礎を記載した書類</u></p> <p><u>(2) 支払債務が確定していることを確認できる書類又は検査調書</u></p> <p><u>(3) その他必要な書類</u></p> <p>（支出負担行為の確認及び支出命令の審査）</p> <p><b>第50条</b> （略）</p> <p>2 会計管理者は、支出の命令を受けたときは、<u>前条第1項各号に掲げる事項その他の必要な事項を審査した上でなければ支払をしてはならない。</u></p> <p>（支払の方法）</p> <p><b>第51条</b> 会計管理者は、<u>支払をしようとするときは、直接支払、払込払、送金支払又は口座振替の手続をしなければならない。</u></p>	<p>（支払伝票の発行）</p> <p><b>第49条</b> 港湾振興課長は、<u>決裁済みとなつた取引の証拠書類に基づき支払伝票を発行し、証拠書類に「支出命令」と表示して伝票に添えて会計管理者に送付しなければならない。</u></p> <p>（支出負担行為の確認及び支出命令の審査）</p> <p><b>第50条</b> （略）</p> <p>2 会計管理者は、支出の命令を受けたときは、<u>次に掲げる事項その他の必要な事項を審査した上でなければ支払をしてはならない。</u></p> <p><u>(1) 支出負担行為額の範囲内であるか。</u></p> <p><u>(2) 支払債務が確定しているか。</u></p> <p><u>(3) 支払うべき時期が到来しているか。</u></p> <p><u>(4) 債権者は正当であるか。</u></p> <p><u>(5) 会計年度、会計名、科目、金額等に誤りがな</u> <u>いか。</u></p> <p><b>第51条</b> <u>港湾振興課長は、前条の規定により支払証拠書類及び支払伝票の返送があつたときは、改めて必要な手続を経て再送付しなければならない。</u></p> <p>（支払の方法）</p> <p><b>第52条</b> 会計管理者は、<u>支払伝票に基づき支払をしようとするときは、小切手の振出し、直接支払、送金支払又は口座振替の手続をしなければならない</u></p>

(直接支払)

**第52条** 会計管理者は、債権者に対して直接支払をしようとするときは、領収書を徴し債権者に小切手を交付するとともに小切手振出済通知書を出納店に送付しなければならない。ただし、債権者から現金により受領する旨の申出があるときは、出納店をして現金で支払をさせることができる。

(払込払)

**第53条** 会計管理者は、国、地方公共団体その他公共団体の機関に対して、当該機関の発した納入に関する書類により支払をしようとするときは、出納店に対し、その資金を交付して払込みの手続をとらせなければならない。

(送金支払)

**第54条** 会計管理者は、債権者に送金支払をしようとするときは、出納店にその資金を交付し、出納店から送金させるものとする。

(口座振替の方法による支払)

**第55条** 会計管理者は、出納店又は別表第3に掲げる金融機関に預金口座を設けている債権者から口座振替の方法によつて支払を受ける旨の申出があつたものについて支払をしようとするときは、出納店に対し、その資金を交付して口座振替の手続をとらせなければならない。

- 2 前項の申出は、請求書にその旨、振替金融機関名、口座種別、口座名義人及び口座番号を記載させる方法又は口座振替申込書により行わせるものとする。

(資金の交付)

**第56条** 会計管理者は、前3条の規定により出納店

い。

(直接支払)

**第53条** 会計管理者は、債権者に対して直接支払をしようとするときは、領収書又は、支払伝票の領収欄に領収印を徴し債権者に小切手を交付するとともに小切手振出済通知書を出納店に送付しなければならない。ただし、債権者から現金により受領する旨の申出があるときは、出納店をして現金で支払をさせることができる。

- 2 前項の領収印は請求書の印と同一のものでなければならない。ただし、紛失その他やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合は、その印鑑を証明する書類の提出を求めなければならない。

(送金支払)

**第54条** 会計管理者は、債権者に送金支払をしようとするときは、出納店を受取人とする小切手を振り出し、小切手振出済通知書、集合支払依頼書及び債権者に送付すべき送金通知書を添えて出納店に交付し、出納店から送金させるものとする。この場合において、出納店は、当該小切手振出済通知書に領収の旨を記載し、返付しなければならない。

(口座振替の方法による支払)

**第55条** 出納店及び別表第3に掲げる金融機関に預金口座を設けている債権者から口座振替の方法により支払の申出があるときは、請求書にその旨及び振替先金融機関名を記載させ、又は口座振替申込書による申込みをさせなければならない。

- 2 会計管理者は、前項の申出のあつた金融機関の預金口座に振込みをしようとするときは、出納店を受取人とする小切手を振り出し、小切手振出済通知書、集合支払依頼書及び口座振込通知書を添えて出納店に交付し、出納店から口座振替の方法により支払させるものとする。この場合において、出納店は、当該小切手振出済通知書に領収の旨を記載し、返付しなければならない。

(小切手振出等の方法)

**第56条** 会計管理者は、出納店に対する小切手、小

に資金を交付するときは、支払依頼書を作成し、資金交付書を交付して行わなければならない。

- 2 会計管理者は、前項の規定により出納店に資金を交付したときは、資金領収書を提出させなければならない。

#### 第58条 削除

(小切手等の記載事項の訂正)

第59条 小切手、小切手振出済通知書、支払依頼書及び公金振替書（以下「小切手等」という。）の券面金額又は首標金額は、訂正してはならない。

- 2・3 (略)

(小切手の償還等)

第62条 (略)

- 2 (略)

3 港湾振興課長は、前項の規定による送付を受けたときは、速やかに支払の手続をとらなければならない。

- 4 (略)

(小切手振出等の事務取扱い)

第63条 小切手の振出、保管等の事務取扱いについては、第57条及び第59条から前条までの規定によるもののほか、会計管理者の定めるところによる。

(公金振替書による支払)

第64条 会計管理者は、支払をしようとする場合において当該支払先が県の他会計であるときは、第56条の規定による資金の交付に代えて公金振替書を発行し、これを出納店に交付の上、公金を振り替えることができる。

- 2 (略)

(支払確認)

第65条 会計管理者は、第93条の規定により出納店から支払日計表の送付を受けたときは、支払依頼書と照合し、その支払額を確認しなければならない。

(送金事務)

切手振出済通知書集合支払依頼書又は公金振替書（以下「支払通知書等」という。）及び債権者に対する小切手、送金通知書又は支払証は1件ごとに発行するものとする。ただし、必要があるときは、2件以上を合わせて発行することができる。

(小切手用紙の受領)

第58条 会計管理者は、出納店から小切手用紙の交付を受けなければならない。

- 2 前項の規定により小切手用紙の交付を受けようとするときは、小切手帳の冊尾つづり込みの請求書及び受領書に所要事項を記載のうえ、出納店に提出して行なうものとする。

(小切手等の記載事項の訂正)

第59条 小切手、小切手振出済通知書、集合支払依頼書及び公金振替書（以下「小切手等」という。）の券面金額又は首標金額は、訂正してはならない。

- 2・3 (略)

(小切手の償還等)

第62条 (略)

- 2 (略)

3 港湾振興課長は、前項の規定による送付を受けたときは、支払伝票を発行し、会計管理者に送付しなければならない。

- 4 (略)

(小切手振出等の事務取扱い)

第63条 小切手の振出、保管等の事務取扱いについては、第56条から第62条までの規定によるもののほか、会計管理者の定めるところによる。

(公金振替書による支払)

第64条 会計管理者は、支払伝票の送付を受けて支払をしようとする場合において当該支払先が県の他会計である場合は、第52条の規定による小切手に代えて公金振替書を発行し、これを出納店に交付のうえ、公金を振り替えることができる。

- 2 (略)

(支払確認)

第65条 会計管理者は、第93条の規定により出納店から支払日計表の送付を受けたときは、支払伝票と照合し、その支払額を確認しなければならない。

(送金事務)

**第88条** 出納店は、会計管理者から支払依頼書により送金支払の依頼を受けたときは、速やかに債権者に便宜の方法で支払をしなければならない。

(口座振替事務)

**第89条** 出納店は、会計管理者から支払依頼書により口座振替の方法による支払の依頼を受けたときは、当該金額を払い出すとともに、即日指定された金融機関の受取人の預金口座に振替えの手続を行ない、速やかに当該受取人に対して口座振替済みの通知をしなければならない。

(有効期間経過後の支払停止)

**第92条** 出納店は、直接支払に係る小切手にあつては、振出日付後1年を経過したときは、その支払をすることができない。この場合において、出納店は、提示された小切手の余白に有効期間経過の旨を記入の上、これを提示した者に返さなければならない。

(備品類の取扱い)

**第166条** 取得価格10万円以上で、かつ、耐用年数1年以上の備品類についての会計処理以外の管理の方法については、新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）の例による。

**第88条** 出納店は、第54条の規定による集合支払依頼書の送付を受けたときは、すみやかに債権者に便宜の方法で支払をしなければならない。

(口座振替事務)

**第89条** 出納店は、第55条第2項の規定による集合支払依頼書の送付を受けたときは、当該金額を払い出すとともに、即日指定された金融機関の受取人の預金口座に振替えの手続を行ない、すみやかに当該受取人に対して口座振替済みの通知をしなければならない。

(有効期間経過後の支払停止)

**第92条** 出納店は、直接支払に係る小切手及び送金支払に係る当該支払資金の交付のために振り出した小切手にあつては、振出日付後それぞれ1年を経過したときは、その支払をすることができない。この場合において、出納店は、提示された小切手の余白に有効期間経過の旨を記入のうえ、これを提示した者に返さなければならない。

(備品類の取扱い)

**第166条** 取得価格5万円以上で、かつ、耐用年数1年以上の備品類についての会計処理以外の管理の方法については、新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）の例による。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第58条の改正は、令和8年4月1日から施行する。